剣道七段・六段審査会申込み者の受審会場変更および

剣道八段・七段・六段、申込み締切り後の取り消し返金について

　標記の件につきまして、審査会における当日欠席者の中には、申込みをしたが、仕事等

の都合でやむを得ず申込み場所で受審できない方がおります。

　つきましては、本年４～５月の京都府・愛知県で実施されます剣道七段・六段審査会を

受審される方について、下記により受審場所の変更が認められます。

　なお、剣道八段・七段・六段審査会申込み締切り後の取り消し返金の申し出については

下記の期日までといたします。

記

変更を認める者

１　令和７年４～５月実施の剣道七段・六段審査会（京都府・愛知県）に申込をしている

　者。

２　加盟団体事務局より書面またはＦＡＸにより、七段・六段の変更通知を４月１５日

（火）午後５時までに熊本県剣道連盟へ提出した者。

返金受付期日

１　剣道八段・七段・六段審査会（京都府）申込み締切り後の返金の申し出受付けは、４

　月１５日（火）午後５時まで。

２　剣道七段・六段審査会（愛知県）申込み締切り後の返金の申し出受付けは、４月２６

　日（土）午後５時まで。

　※上記（１・２・３）いずれも、必ず加盟団体事務局から書面またはＦＡＸで返金申し

　　出を熊本県剣道連盟へ提出した者。

その他

　審査料は、手数料を差引いた金額を返金いたします。

以上